

II. 聲学校事例

ろう学校のセンター的機能の一つとしての通級指導教室

福井県立ろう学校

島田 郁子

1 本校の概要

- ・県下に一校の聴覚障害児の教育機関である。
- ・福井市市街地の北に位置する。
- ・聴覚障害児の早期教育相談に早くから取り組んでいる。
- ・大正4年に創立し、昭和39年度に幼稚部を設置し、昭和46年度に2歳児の定例の乳幼児相談が開始された。幼稚部入学の準備段階として最早期教育としての教育相談が位置づけられた。
- ・平成4年度に教育相談係を設け、関係機関への啓発活動と聴覚障害児の実態把握を行った。
- ・平成6年度の夏休みに「きこえことばの教育相談」を実施し、平成7年度には、教育相談部が設立され、啓発活動と援助活動（一般教育相談、乳幼児教育相談等）の2つを柱とした。
- ・平成13年度から小学校に在籍する聴覚障害児に対して通級指導を開始する。

2 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

県内の聴覚に障害がある乳幼児、児童、生徒と保護者および卒業生や地域に対しての教育相談や情報提供等の地域支援の充実を目指している。

新生児用のAABR（自動聴性脳幹反応）検査装置を用いた検査の導入により、聴覚の障害が早期に発見されるようになり、乳幼児教室の充実が望まれている。また、早期発見および早期教育の充実と補聴器の発達により、通常学級に在籍している聴覚障害の児童・生徒が増えている。そこで、小・中学校への通級指導教室や教育相談等の支援がますます必要になってきている。

今後、ますます乳幼児教室は、聴覚障害の早期教育の場として重要となるであろう。そして、通級指導教室や教育相談は、地域の幼稚園・保育園・小中学校のろう教育のセンター的な役割を担わなければならないだろう。また、卒業生や地域のニーズによる研修や相談等の機能の充実も望まれている。

本校は、以前より保護者や地域のニーズに応じて教育相談や研修、交流学習等を行っているので、センター的機能として考えられる活動は多岐にわたっている。しかし、本校が聴覚障害教育のセンターとして、それぞれの活動をセンター的機能として位置づけ、積極的に地域に働きかけるまでには至っていない。

そこで、平成13年度に開設された通級指導教室の在り方を振り返り、ろう教育のセンターとしての本校の在り方を考えていきたい。

3 本校が持ちうるセンター的機能

本校の持ちうるセンター的機能について、具体的な活動を事務長および各校務部長・学部長に聞き、表1にまとめた。☆印の評価については、筆者が「今後の特別支援教育の在り方について」最終報告をもとに考えた。

本校は、以前から保護者のニーズに応じた教育相談、医療とのコンサルテーション、乳幼児の指導が行われており、充実していると思われる。今後は地域の幼稚園・保育所、小・中学校等からのニーズに迅速に対応できるように、医療・教育・福祉との協働を考えた体制づくりが必要になると考えられる。

研修については、本校職員の専門性を活かしたり研修の場を共有したりして関係機関および保護者に対して広く提供していると思われる。

関係機関との実践研究については、交流学習を行っている段階である。以前から交流学習は盛んに行われており、事前に関係者の間で内容やコミュニケーションについての話し合いが持たれている。しかし、活動後に両者で話し合いがなされ、次の段階に進むことは難しく、単発の交流が多いようである。これらの交流学習を発展させて実践研究を実現する必要がある。

表1 本校が持つセンター的機能

機能	評価	内 容	
教育相談機能	☆☆	・電話による教育相談	・来校による教育相談
コンサルテーション機能	☆☆	・保育園、幼稚園、小・中学校の依頼で行う訪問相談 ・きこえことばの教育相談（夏期休業中、本校と嶺南） ・教育機関、医療機関、保健所、特殊教育センター等との連携 ・インテグレート児補聴相談	・卒業生補聴相談 ・卒業生の進路相談、労働関係機関との連携
指導機能	☆☆	・乳幼児教室	・通級指導教室
研修機能	☆☆☆	・乳幼児教室学習会 ・講演会 ・教育研究所や特殊教育センター等主催の研修協力 ・医療、福祉、教育関係機関からの依頼による授業参観や研修	・通級指導教室学習会 ・手話講習会
実践研究機能	☆	・交流学習（幼・小・中・高） ・福祉施設や聴覚障害者福祉協会青年部等との交流（高）	・居住地交流（幼・小）
情報提供機能	☆☆	・医療、福祉、教育関係機関への学校概要説明 ・学校見学会	・補聴器展示会 ・研究紀要送付
施設設備提供機能	☆☆	・グランド、体育館、会議室（聴覚障害者福祉協会、卒業生、地域）	

情報提供については、各々の部署で活動の様子や研修、研究に関する情報を様々な方法で提供しようと努力している。今後、さらに聴覚障害を巡るさまざまな分野からの正確な情報が提供できるようになるとよいと思われる。

施設設備の開放は以前から行われており、地域や卒業生などからのニーズに応じて提供している。今後は、聴覚障害教育のセンターとして聴覚障害者の生涯学習の場としての在り方を考えていく必要がある。

4 特色ある取り組みの事例『小学校・保護者・児童のニーズに応じた通級指導教室を目指して』

（1）ろう学校での位置づけの確立

通級指導教室は、ろう学校に在籍しない児童の指導や教育相談等を行っているが、ろう学校を構成する一つの機能として位置づけられることが望ましい。そうなると、地域に住んでいる聴覚に障害を持った子どもたちを支援する役割が明確になり、地域のニーズに応じた支援をすることができると言える。

平成13年度、通級指導教室を開始するときには、本校教育相談部を窓口とし、小学部が受け皿になる通級指導体制の大枠を決め、他校通級の形態で、小学部の担任や副担任の5名が放課後に指導に当たった。通級業務に関しては、教育相談部に所属している通級担当の小学部教員が主に行っていたが、通級担当者の位置づけは曖昧であった。

平成13年度内に通級指導について県内の関係諸機関と話し合う「県立ろう学校における通級による指導に係わる連絡会」が行われた。その席上で各在籍校校長らの巡回指導についての意見を聞いた。これを受けて、県との協議の上、平成14年度から県立ろう学校担当教員による巡回指導が行われるようになった。それに先立ち、教育相談部所属の専任が設けられ、手続き等の業務を行い、通級指導に当たることになった。通級担当は、小学部に属するが、担任、副担任はしないことになった。平成14年度は、通級担当者は2名で、指導や児童について意見交換をしながら進めた。また、各小学校や医療機関等との連絡や業務も直接指導している者が担当した。そして、通級指導教室の活動内容を職員会議で報告した。平成15年度には14年度に行った業務を振り返りながら、行事計画や業務をまとめ、職員会議で審議し、学校の行事予定として組み込まれることになった。

このように、通級指導教室の活動内容を理解してもらったり、学校の行事として認められたりして職員間の協力が今まで以上に得られるようになった。

- ・通級指導教室のお楽しみ会に小学部の児童も多数参加し、楽しい交流ができた。

平成15年7月22日に行ったお楽しみ会「プールで遊ぼう」には、小学部の児童9名中8名が参加し、通級指導教室の児童6名と合わせて13名で楽しく遊ぶことができた。子どもたちは自然とボールで遊んだり、石を入れて「宝探し」をしたりして身体全部で触れ合ながら遊んでいた。小学部の児童が多数参加した理由の一つとして、小学部の先生が参加を勧めてくれたこともあったようだった。当日は、小学部の先生が3名応援してくれて、とても心強かった。

- ・小学部の先生等の協力でさまざまな指導形態を工夫することができた。

他校通級（ろう学校に児童が来校する通級）において、授業時間中に来る場合と放課後に来る場合がある。授業時間中の場合において、集団で学習するとよいと思われるとき（音楽、体育、話し合い等）に小学部の先生の協力により合同で授業をしてもらっている。また、放課後の場合には、通級担当者が会議等に出られないで司会や記録を免除してもらったり、内容を後から教えてもらったりしている。

このような協力により児童のニーズに応じた支援ができると思われる。

（2）在籍小学校のニーズに応じた通級指導教室

平成14年度に各在籍校校長の意見を受けて、巡回指導を開始した。巡回指導を行って担任の先生との関係が密接になった。巡回指導の前後に担任の先生と会う機会が多くなり、児童や学校について話す機会が以前よりも増し、お互いの信頼関係につながった。

しかし、じっくり話を聞く時間がないので、記録ノートの活用や授業参観、懇談会の実施を年度始めに計画した。

- ・記録ノートの活用

<Yさんの場合>

年度始めの懇談会のときに、保護者からの希望により担任の先生からの課題を通級のときに行うことになった。担任の先生は記録ノートで当該児童の学級の様子や学習の状況を伝え、それに応じて巡回指導の課題を考えた。指導の後、担任の先生と話し合い、授業参観をしたり、今後の課題の検討をしたりした。Yさんは、鍵盤ハーモニカが苦手で担任の先生も指導方法がわからず、困っていた。それで、音楽の授業参観を行い、その場で一緒にYさんの指導を行った。その後、Yさんの聞こえ方や息の仕方などについて説明し、ろう学校で用いている指文字について話したところ指導に活かしてもらえた。その後、Yさんは数曲マスターして自信をつけて、友達と練習するようになった。

- ・授業参観、懇談会

<Aさんの場合>

担任の先生から音読の読み方がおかしいので指導してほしいと言われ、国語の授業を参観した。先生の範読を聞いていたが、範読よりもページを早くめくる様子が見られ、範読が聞き取れていなかつた。そこで、担任の先生と話し合い、Aさんが聞き取れるように『〇読み』を取り入れることにした。すると、どこを讀んでいるかわかるようになり、先生の範読にも集中するようになった。

『〇読み』・・・一文ずつ順番に読む

（3）保護者のニーズに応じた通級指導教室

聴覚障害教育の相談活動は、聴覚活用（補聴器、聴力等に関するここと）やきこえことばの学習等が主な内容となりやすく、指導者も指導中心に偏りやすいので、通級指導教室では、保護者の声に耳を傾けることを大切にしながら、進めることにした。

<Yさんの場合>

通級指導を始めるに当たり、三者（保護者、担任、通級担当者）懇談会を開き、保護者の要望を聞きながら方針や形態を検討した「ろう学校に毎週行って聴力測定をする必要はあるのか？もっと授業に活けるような聴力測定や指導をしてほしい。」と要望が出され、聴力測定は月1回にして検査内容を検討することにした。指導内容については、担任の先生と通級担当の先生で決めてほしいという要望に応えて担任の先生と連絡を取り合うことにした。

毎回、通級指導の後母親と10分ぐらい話をするようになった。母親から質問があったときは、情報をなるべく正確に伝えるようにした。

5月、ろう学校で聴力測定をした後に「よく補聴器を使いこなしているね。」と誉め、ボリュームの値について質問をすると母親は、幼稚部からのいきさつを詳しく話してくれた。

6月のろう学校での聴力測定のときにも本児がしっかり検査音を聞き、対応していることのすばらしさを誉めると、「聴力測定はしっかりできるのに、なぜ授業中に聞くことは難しいのか。」と質問してきた。さらに、本児の友達関係や日常の様子、学習などについてのさまざまな悩みや考えを話し、今までの自分の子育てについての不安についても付け加えた。母親の言葉を丁寧に聞きながら、質問に対してはわかる範囲で情報を伝えていった。その後、母親が悩んでいることを担任の先生に話し、今後の対応について話し合った。2学期になり、本児の自立を目指してグループ分けや座席等を工夫した。母親は、身の回りのことができていないことやわからないままに帰ってくることなどが気になると連絡帳に書いてきていたり、話したりするようになった。その都度、母親の思いや考えを聞き、一緒にどうするといいか話し合った。必要なときには担任の先生と担当者で話し合い対応した。

11月の発表会の後には、発表会でがんばっていた本児の様子を詳しく話してくれた。連絡帳には、「1年1年このように成長していってくれるうれしいです。」と書かれてあり、2学期の終わりには、楽しく学校生活を送っている子どもに対して満足している様子が見られた。

(4) 児童のニーズに応じた通級指導教室

通級指導では、きこえことばの学習や補聴器の管理・調整、聴力測定などをすることは多いが、それだけではなく、子どもの話をしっかり受けとめるようにした。通常の学級に在籍している児童は、自分だけが補聴器を掛けていることに気づき、さびしく思うときもあるようで、通級指導教室でほっとするようだ。

<Mさんの場合>

学級では、全体指導での先生の指示がわからず、グループでの話し合いにも参加できないため、支援員さんが週2回ついてくれるときはうれしいそうである。

巡回指導や他校通級では意欲的に取り組み、学習の効果が上がっていった。ところが、2年生の3学期頃から行儀が悪くなり、次第に学習や聴力測定に対する意欲が少なくなってきた。

3年生の1学期には、週2時間の巡回指導、週1回2時間の他校指導を行っていたが、椅子の上に寝ころぶことが多くなり、課題をすることが難しくなった。学級では、まじめに取り組んでいたようだったが、ときどきつらくなり、保健室で寝るようになってしまった。

4月下旬の巡回指導のときに、「小学校に友達いない。一人でバスケットするのさびしい。ろう学校の友達と遊びたい。」と言い始めた。5月の巡回指導のときにも「先生、お母さんに言って」と再度転校の話を持ち出るので、お母さんに話すことを約束して学習を始めた。そして、他校通級のときに本人のいる前で母親に転校したいと言っていることを話した。しかし、母親は「Mの言うことは今だけです。」と言って聞いてくれなかった。

その後、「通級お楽しみ会に出たい。ろう学校の友達にも来てほしい。」と要求してきた。そこで、母親や友達に話をする約束をして、本児の好きな課題をした。このころ、小学校の方でも懇談会を開き、今後について話し合った。

6月上旬、沈んだ様子で通級の教室に来て、「いつ、ろう学校で遊ぶの？」と聞いてきてろう学校の話を聞きたがる。ろう学校の話をしていると、本人から「今のはくの気持ちは、悲しい。」と言い、「なぜ」と尋ねると「いつ、ろう学校へ行けるのかな。お母さんに言ったのに忘れたのかな。」と自分の思いを話し出した。その後、保護者に本人の気持ちを大切に今後のことを考えてもらうように話すとわかってくれ、2学期からは週1回始業から下校まで一日ろう学校で過ごす他校通級を考えることになった。

6月7日の通級指導教室お楽しみ会では、ろう学校の友達も入れて13名で遊ぶことができて楽しかったようだ。その後の通級の指導では、「今度はいつ、ろう学校で遊ぶの。」と本児が尋ねてきて「7月22日よ。来てね。」と言うのが合い言葉になった。そして、本児は、自分の気持ちをこらえることなく、ろう学校へ来たい気持ちを話して、満足がいくと課題に向かうようになった。

（5）取り組みを通して

- ・通級指導教室が学校の一つの機能として位置づけられ、行事や業務の内容が整理され、システム化に近づいたが、コンサルテーションの方法や指導についてはまだまだ研修を重ね、検討していく必要がある。
- ・小学校との関わりでは、巡回指導を通して担任の先生との関係は密になってきたが、学校全体から考えたコンサルテーションはできなかった。しかし、授業参観や担任の先生との懇談会、記録ノート等を通して通常学級の様子がわかり、それに合わせた支援はできたようだ。
- ・通級指導を通して保護者と会うことも多く、保護者の気持ちや意見を大事にし、母親からの聞こえや補聴器等に関する質問に対して丁寧にわかる範囲で情報を伝えた。このことで、信頼関係がてきたようだ。
- ・通級の指導を行っているとき、児童は課題をしながらでもいつでもおしゃべりをしたがるようである。その児童の何気ないおしゃべりの中にいろいろな情報があるようである。通級指導教室が通常学級にいる聴覚障害児の心の拠り所として児童の思いや考えが素直に言える場となり、その思いを受けて次なる支援に結びつけていくことが大事である。

5 実践を通しての感想

（1）通級指導教室の中にさまざまなセンター的機能がある。

小学校・保護者・児童のニーズに応じた通級指導教室を目指して取り組んでいく中で、まず、小学校の担任の先生、保護者、そして子どもたちのニーズを把握することの大変さを感じた。専門家として、ろう教育（聴覚障害児教育）はこうあるべきという姿勢を持って臨んでも、通級指導を望んでいる方々の思いと一致するものではない。そこで、先生や保護者、子どもの声に耳を傾けながら、学校生活が円滑にいくように、親子関係がうまくいくよう相談したり、子どもたちの可能性についての正確な情報や聴覚障害に関する専門的な情報を提供したりする必要がある。これは、教育相談機能であろう。

そして、通級指導は個別にきこえやことばの学習をしながら学校生活を支援していくことになる。さらに、学級担任との話し合いを通して学級における対応について相談に応じたり、保護者からの要請で、学級での様子を觀察し、相談に応じたりすることもある。また、学校としてどのように支援していくかを管理職の先生方と話し合うこともある。これらの仕事は、まさにコンサルテーション機能であると思われる。

このように振り返ってみると、ろう学校に在籍していない通級指導教室の児童のためにこれだけの活動ができたのは、ろう学校の先生方の理解と協力があってこそだと実感した。また、ろう学校という専門的な学校だからこそできたと思う。これからも周りの理解と協力により、ろう教育のセンターとしてもっと幅広い活動ができるばばらしいと思う。

（2）人と人とがつながる場を大切にしたい。

通級指導教室・教育相談を行う中でさまざまな人とかかわり合うことができた。小・中学校の通級指導教室の担当者研修会で知り合った先生からきこえとことばの相談があり、軽・中等度難聴や軽度発達障害についてお互いの情報を交換でき、よい研修の場になり、さらに中等度難聴の発見につながった。また、聴覚障害と知的な障害を併せもつ児童の教育相談を通して養護学校の先生と係わりながら指導を進める中で、お互いの学校について知らない

ことの多さに気がつき、違いを理解しながら支援ができた。言語聴覚士の先生とのかかわりでは、子どもの自立に向けてお互いの立場を尊重しながら連携する場の保障の大切さを感じた。巡回指導を行う学校では、管理職の先生をはじめ保健室の先生や同じ学年の先生など多くの先生たちに関心を持っていただき、子どもについて話をしたり、聞こえや手話について話したりすることができた。本当に多くの方たちと子どもについて真剣に語り、共通の時間を持つことができた。この人と人とのつながりが障害を持った子どもたちへの支援になっていると思われる。この支援の輪を広げ、医療・福祉・教育の協働へと進む1歩につなげたい。

6 センター的機能開発に向けて今後取り組みたいこと

- ・地域や保護者のニーズに応えるためには、ニーズを的確に把握し支援することが必要である。そのために相手の気持ちに寄り添いながら問題を解決するカウンセリングの技法を研修することで、より的確にニーズを把握することができると思われる。
- ・現在、聴覚障害を取り巻く環境は、日々変容している。補聴器の発展や人工内耳の進歩、手話言語の研究等さまざまな情報が次々と出されている。そんな中で、ろう教育のセンターとして教育に関するだけでなく、あらゆる分野の情報を収集する必要があると思われる。
- ・聴覚障害児を支援する人々は、ろう学校の関係者、言語聴覚士、医者、そして小学校の先生方とさまざまな人たちが関わっている。その人たちが点と点で結ばれるのではなく、円のようにネットワークを結び、支援していく方がより適切な支援ができるように思われる。
- ・ろう教育のセンターとして、ろう学校の教員がさまざまなニーズに応えられるように系統だった 専門的な研修が大切であると思われる。

北海道における聾学校の地域支援 —早期教育と通級指導に視点をあてて—

北海道旭川聾学校

原田 公人

1 聴覚障害教育における早期教育の意義

(1) 早期教育相談

我が国の聾学校においては早くから「早期教育相談」を実施し、両親支援によって、子供の障害の克服と養育について、母親自らが意欲と熱意をもち、好ましい母子関係が形成されるよう努力してきた。

乳幼児期は、生涯にわたる心身の発達の基礎となる感覚、運動、情緒、ことば等の発達がなされる極めて重要な時期である。特に、聴覚機能の発達については、大脳の働きと形成過程が次第に明らかになり、神経学的にみた場合でも、聴神経の髓鞘化は2歳児までには、ほぼ完成する。

一方、ことばの形成については、対人関係や他の心身の成熟・発達とかかわり合って営まれる1歳前後までに前言語が習得されていくことが明らかになっているし、3歳までが言語の臨界期で、5、6歳までにその後の言語発達の基礎になる第1次言語が形成されるといわれている。

また、AABR等、医学面で聴覚検査法が進み、新生児や乳幼児の聴覚検査が可能になるとともに目覚ましい電子工学の発達により、補聴器や測定装置が改善されて高度難聴乳幼児の補聴が充実してきた。更に、「教育相談」が行う両親支援によって、子供の障害の克服と養育について学び、母親自らが熱意をもって当たるようになり、好ましい母子関係が形成されるようになってきている。

このように、乳幼児期は、聴覚補償、ことばの獲得、調和のとれた心身の発達、好ましい母子関係など聴覚障害の克服にとって欠かすことができない重要な時期であり、「教育相談」によってその成果が着々と実証されてきている。

(2) 早期教育相談体制の現状

聾学校では、ある時期から様々な聴覚障害教育についての課題解決に対して、より早い年齢の乳幼児の発達の過程の中に見い出そうとするようになり、全国のほとんどの学校が「教育相談」を行っている。この「教育相談」に対して、多くの聾学校では校内運営によって実施してきたのが実情であった。

一方、3歳未満児の保育や障害児の療育を所管する「厚生省」では、「難聴幼児通園施設」を設けて、難聴乳幼児の療育事業に道を開いた。また、昭和54年には、心身障害児の早期発見、早期療育体制の整備を図ることを目的として「心身障害児総合通園センター」を設け、相談、指導、診断、検査、療育訓練を行うこととした。この他、小児保健センターなどの機関が、診断と母子の相談指導を行ったり、民間や個人なども加えると様々な様態でなされているのが現状であった。

北海道においては、より充実した相談指導体制の在り方について、他県の実施方法の長短を踏まえながら、本道の実態に立った整備の在り方を検討し、昭和63年度からは「聴覚障害乳幼児療育事業」として制度化して実施してきた。

(3) 北海道の相談体制の整備

北海道では望ましい相談指導体制を生み出すために特別な幾つかの方法が講じられた。第1に、国際障害者年の行動計画を3年に1回ずつ見直すに当たり、聴覚障害乳幼児の療育が主で、各界の専門家や関係団体で対策委員会を設けること。第2に従来、教育、民生、衛生、労働等の機関一縦割り行政組織が連携して一体となった事業を行うための連絡協議会が設けられたことである。また、保健所の機能を生かし0歳台を目標に聴覚障害の発見を早め、指定地域基幹病院や大学病院での診断、聾学校への紹介と、発見から相談指導を受ける期間の短縮を試みた。

相談指導は、聾学校が民生部の補助執行をする形をとるが北海道教育委員会が所管し、専任教員は教諭身分で、対象児の人数に応じて加配、その学校に所属し待遇も同じで校長が一切の監督、運営に当たった。また設備費、運営費、研修旅費等も道教委負担で措置された。

また、北海道医師会は本事業を全面的にバックアップし、「聴覚障害児早期発見スクリーニング」技術書を作成し、保健所の健診、相談業務の研修と強化を図った。重複障害がある聴覚障害乳幼児は、「肢体不自由児総合療育センター」に耳鼻科医師、言語訓練士（言語聴覚士）、看護師を専任で配置し、診断と相談・指導を行った。このように北海道では教育、医療、福祉の3者の連携により、聴覚障害早期教育相談の実現を図ってきた。

これら相談体制の整備には、保護者の努力がなければ実現しえなかつた。行政に対する陳情、乳幼児相談事業の設立趣意書の作成について、中心的役割を果たした。

また、所謂、「潜り」で教育相談を行ってきた現場の教員は、放課後、乳幼児が活動しやすい教室に環境を整え、子どもや保護者を迎えた。学校教育の枠では、0歳～2歳の子どもは教育の対象とならないということが設立を阻んできた主たる理由であったが、障害に年齢はない。発見されたその時から直ちに、保護者と手を携えて教育を開始することが子どもの確かな成長・発達に繋がることを確信しての実践であった。そして、こうした努力の積み重ねが昭和63年の北海道聴覚障害乳幼児療育事業の実現に繋がったと考える。

（4）北海道の聾学校における早期教育相談の課題

教育相談部門は、北海道の7校の聾学校（義務校）全てに専任教員をそれぞれの地域に配置する必要がある。しかし、予算面の問題で、全ての聾学校に配置されていない（現在は3聾学校で4名の配置）。従って、各校では校内体制を駆使し、独自に相談体制を組織している。独自の相談体制を組織する際、早期教育相談の意義を校内に浸透させ、人的配置について全校的なコンセンサスを得るための努力を続けている。

また、教育相談を担当する職員には医療や福祉、カウンセリング等の知識、技量、経験が求められる。しかし、このための研修体制（予算、研修内容等）が十分確立されていない現状があり大きな課題となっている。特に、早期教育相談担当者には、両親支援についての高い専門性が求められる。

今後、聾学校が地域のセンター的役割を果たしていくとき、継続した他機関連携が求められ、聾学校としての力量がますます問われるものと予想される。これに応えていくためにも、所謂、早期教育相談担当者の後継者養成が課題となる。後継者養成は一朝一夕にできるものではなく、全道を挙げての組織的な取り組みが必要となる。

更に、北海道の広域性を考えるとき、担当者のフットワーク、ネットワークが課題となる。人事面でも待遇面でも、担当者が実践し易い環境を整備されることが求められる。

《資料》

聴覚障害乳幼児療育事業（療育指導、訓練）実施要項

（昭和63年2月15日道教育長決定）

聴覚障害児の早期発見、早期療育を行い、もって、これらの乳幼児の正常な発達の促進を図るため、北海道は、関係機関の連携のもとに、下記事業を実施することとした。

事業名	事業内容	所管
聴覚障害乳幼児療育事業	予防治療、早期発見	衛生部
	療育指導、訓練	民生部

北海道教育委員会は、地方自治法第180条の2の規定により、知事からの協議を受け、下記事業のうち、民生部の所管する療育指導、訓練に係る業務（重複障害児を対象とするものを除く。）を当分の間、道立聾学校長において補助執行するものである。

1 目的

聴覚に障害のある乳幼児に対し、可能な限り早期に指導、訓練を行い、個々の乳幼児のもっている潜在的な可能性を引き出し、障害に起因することばの遅れやコミュニケーションの障害、社会的発達の遅れなどを未然に防ぎ、又は最小限にとどめるなど、乳幼児期の正常な発達の促進を図ることを目的とする。

2 対象

3歳未満の聴覚障害児とする。

3 内容等

(1) 療育のねらい

- ① よりよい親子関係を育てる。
- ② 子どもらしい円満な発達を促す。
- ③ 残された聴力を活かす。
- ④ ことばの発達の基礎をつくる。

(2) 療育の内容

療育の内容については、「保育所保育指針」(昭和40年8月6日付児発第622号各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)を基本に、各実施機関が定めるものとする。

(3) 療育の形態

- ① グループ指導
- ② 個別指導
- ③ 母親講座、父親講座
- ④ 家庭訪問指導
- ⑤ 保育所、医療機関等訪問指導

(4) 療育の回数

療育の回数及び1回当たりの療育時間は、個々の障害の程度等により、事業実施機関の長が定めるものとする。

4 事業主体

北海道

5 実施機関

道立の各聾学校（北海道高等聾学校を除く）

6 事業の開始

昭和63年4月

7 療育の場所

道立の各聾学校（北海道高等聾学校を除く）

8 療育の施設

使用する施設は、各聾学校の余剰教室を充て、併せて、学校教育に支障のない範囲内において、学校設備の一部を共有するものとする。

9 療育の設備

各聾学校においては、療育に必要な設備を整備するものとし、併せて、学校教育に支障ない範囲内において、学校設備の一部を共有するものとする。

10 運営費

事業の運営に必要な経費は、別途、予算措置する。

11 職員の配置等

(1) 職員の配置

療育対象乳幼児数を勘案し、当面、札幌聾学校、旭川聾学校に職員を増配することとし、他の聾学校につい

ては、今後の療育対象乳幼児数の推移をみながら、10名を越える状況となった場合には、職員の配置を検討するものとする。

(2) 職員の身分、発令形態等

ア 実施機関の長は、当該聾学校の教諭をもって、療育指導の担当者に指定するものとする。

イ 各聾学校長は、療育指導担当者を、毎学年当初に、道教委に報告するものとする。

(3) 職員の勤務態様

学校の日課に準じ、校長が定める。

12 職員の研修

担当職員の資質及び指導技術の向上を図るための研修を計画的に実施するものとする。

13 保護者の負担

通学費、教材費等は、保護者の負担とする。

14 事業計画書、実施報告書の提出

各聾学校長は、毎学年当初に、別記様式1により、事業計画書を、また当該学年が終了した後、速やかに、事業報告書を道教委に提出するものとする。

15 事業開始の準備

事業開始に必要な、建物改修、備品整備等は、63年3月までに行うこととする。

2 札幌聾学校乳幼児相談室における早期教育

(1) 乳幼児相談室の指導方針

聴覚に障害があっても、発達の道筋はきこえる子どもと変わりなく、その目指すところは、個々の人間として全人的な発達を支援していくことである。早期に教育を開始することによって、個々の子どものもっている潜在的な可能性を引き出し、障害に起因する言語の遅れやコミュニケーション、知的、社会性の発達等の遅れを未然に防ぐこと、または最小限にとどめることができることが重要となってくる。

聴覚に障害があるなしに関わらず、心身ともに健やかに育つ基盤は家庭にある。特に重要な意味をもってくるのは、子供をとりまく人々と子供との人間関係のあり方にある。この人間関係、つまり、まわりの人の接し方が、子供の育ち方の上に大きな影響を及ぼしてくる。家庭で愛情豊かに当り前に扱われていると当り前の子供に育ち、甘やかし過ぎたり、放っておいたり、冷たく扱われたりすると、子供はそれなりに人間としてのゆがみをもって育ってしまう。子育ての主体者である母親に対して、子供の聴覚補償、言語獲得への素地作り等を含めた全人的発達を促すような子育てを自信と希望をもってできるような教育的支援を行う必要がある。

子どもに聴覚の障害があることを医師より宣告され、初めて来校するほとんどの両親は、目の前が真っ暗な状態にある。医学的治療の道を断たれ、きこえないと分かった瞬間から、精神的な動揺は大きく、それまで行っていた子育てに対する自信を失い、失意と困惑の底にいる。このような両親に対し、「教育」がきこえの障害を克服できる唯一の道であることを知らせる。そして、両親が子供の障害を受け入れ精神的に安定すると共に、主体的に子育てにあたれるようになることを目指して支援を行う。

聴覚に障害があると、きこえやことば等の面にどうしても意識が向いてしまい、聴覚障害教育の特別な配慮事項（呼吸訓練、感覚訓練、読話、発語、聴能訓練等）のみ強調した子育てをしてしまうことは避けなければならない。この配慮事項を含めた適正な子育てこそが、聴覚障害を克服する唯一の手立てであるということを、指導者と親の人間的なふれ合いを通して、わかりやすく、納得できるようにアドバイスしていくことが大切である。そのためにも、親の悩みや思いを十分きいてあげ、一日も早く主体的に子育てに専念できるようにする必要がある。

乳幼児相談室は、幼稚部入学のための準備段階としてではなく、3歳未満の聴覚障害乳幼児が、個々の全人的発達を遂げるための支援機関であると考えている。

聴覚に障害をもった子供達にとって、補聴器を装用して初めて音の世界を知ることにより、人間としての第一

歩を踏み出していく。子供達は、来校時の年齢、補聴器装用の時期、聴力、発達のペース等一様ではないので、個々の親子にあった支援内容・方法をとる必要があると考えている。

乳幼児期の子育ての中心は母親であるので、母親が自信をもって主体的に子育てができるようにしていくことを大きなねらいとしている。このねらいを達成するために、指導者が母親に子供の関わり方をデモンストレーションしてみせたり、子育てについての具体的な相談にのったり、子育てに必要な配慮を母親とともに考えたりして必要な支援を行っている。

(2) 他機関との連携

札幌市では平成4年から健診時の問診票の中にきこえに関するスクリーニング項目が加わり、早期発見に対する意識が高まり、成果をあげ、健診時で聴覚障害の疑いがある場合、両親に対する情報提供、大学病院との連絡が早まってきた。また、聾学校の教育相談担当者は、大学病院耳鼻科の医師と紹介幼児の情報交換、定期的な医学的聴力検査や治療など日常的に連携を図ってきた。

聴覚障害と肢体不自由などの障害を併せもつ乳幼児に対しては、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターと、連携を図ってきた。そこで、聾学校と療育センターの両方に関わり、それぞれのケースの情報交換を行ってきた。

乳幼児相談室に通っている子どもの幼稚園や保育園に対しては、他にもきこえやことばの発達に疑わしい子どもがいた場合は専門医に診てもらうことを勧めもらったり、幼児の障害について理解を図り、適切な係わりや働きかけをしてもらうよう相互に機関訪問してきた。

乳幼児相談室の事業内容の理解啓発として、リーフレットやVTRを制作し、近隣の「ことばの教室」など、各関係機関に配布してきた。

(3) 早期教育相談の成果と課題

1) 成果

他機関訪問や乳幼児相談室に通う事例が増加するに伴い、以下のような成果が見られるようになった、

- ・2歳までに相談を開始しているのは、相談乳幼児の54%となった。
- ・早期発見システム（AABR等）の普及により、健診（4ヶ月、10ヶ月、1才半）時発見され、速やかに聾学校に紹介されるようになってきた。
- ・療育事業が開始された当初は、高度難聴が多い傾向にあったが、近年は高度難聴だけでなく中等度難聴も多くなってきた。中等度難聴が早期に発見される要因として、医療の進歩、最先端の医療技術の導入、健診時の各保健センターのスクリーニング技術の向上や保健センターの保健婦と乳幼児健診担当医、基幹病院の耳鼻科医への療育事業の啓発の成果と推測される。
- ・他機関との連携については40dB未満の軽度難聴で、他の障害も併せもっている場合があり、他の機関を紹介したケースもある。障害に応じた適切な教育機関を紹介できるような連携がとれつつある。
- ・乳幼児相談室在籍児の進路については、68%の幼児が幼稚部に入学し指導の一貫性が図られるようになった。

2) 課題

- ・早期発見システム（AABR等）を更に普及させ、2歳未満に教育を開始できるように、より一層のスクリーニング技術の向上、機関連携が必要とされる。
- ・難聴の程度や障害に応じて聾学校、難聴学級、クリニック、通園施設、幼稚園、各特殊学校、補聴器販売店などと連携を図り、適切な教育の場を補償できるようになってきているが、まだ不充分な面も多く見られる。
- ・個々の子供の障害の状態、程度、親の状況を配慮した個別の指導計画の作成と子供の教育に対する両親の十分な理解を図るような手立てを考えていく必要がある
- ・年齢が低いほど個別指導が重視される。また障害の重複化に伴い個別指導の必要性のある幼児が増えてきていることなどに対応して、担当者を確保できる制度上の補償が必要とされる。

3 旭川聾学校乳幼児相談室における早期教育

旭川聾学校では聴覚障害児の健やかな心身の発達を促すことを目的に、昭和42年度に「母子教室^{*1}」が開設され、3歳未満の聴覚障害乳幼児の親子支援に取り組んできた。北海道においては昭和63年度より、聴覚障害児の早期発見、早期教育を行い、聴覚障害乳幼児の健やかな発達の促進を図ることを目的として「北海道聴覚障害乳幼児療育事業^{*2}」を実施している。それを受け本校でも「乳幼児相談室」が正式に開設され、聴覚障害乳幼児の教育相談及び親子支援を行ってきた。

（1）乳幼児相談室の目標と方針

聴覚に障害を持つ乳幼児は、聴覚に障害があることで、聴覚を介して音声言語を獲得することに困難性が生じ、そのことでことばの発達や知能、情意、社会性など様々な発達にも遅れや歪みが出るものと考えられる。

また、ことばを用いたコミュニケーションに制約があることで、乳幼児の生活の基盤となる親子（母子）関係に様々な課題が表れたり、人間関係が不安定になると考えられる。

本校乳幼児相談室では、親子関係の安定を図り、聴覚障害乳幼児の調和のとれた心身の発達を促すために、相談室における全ての活動を通して親子支援に取り組んでいる。支援の要素としては、①保護者に対する育児支援と、②聴覚障害乳幼児に対する発達支援の二つの側面を考えられる。

① 保護者に対する育児支援

保護者が子どもとのコミュニケーションを回復し、安定した親子関係の確立を図り、自信と主体性を持って育児を行う。

② 聴覚障害乳幼児に対する発達支援

愛着と信頼のあるコミュニケーションを通して、聴覚やことばの発達、知能、情意、社会性などの調和のとれた発達を促す。

1) 目標

聴覚に障害を持つ乳幼児とその保護者を対象とし、個々の乳幼児の持っている可能性を引き出すための支援を行い、聴覚障害乳幼児の望ましい心身の発達を促進する。

2) 方針

① 聴覚障害乳幼児一人ひとりの実態を把握し、全体的な発達を促すよう支援する。

② 望ましい親子関係を成立させるため、子どもとのかかわり方や生活習慣の育成など、育児全般について支援する。

③ 子ども一人ひとりの聴覚管理に努め、聴覚を最大限に活用するための支援をする。

④ 他の障害を有すると思われる乳幼児について、より良い発達を促すために、関係機関と連携を図りながら支援を行う。

⑤ 家庭や関係機関と連携を取り、より良い環境のもとで育児や通学ができるように支援する。

⑥ 聴覚障害乳幼児の早期発見及び支援を行うために、保健所・児童相談所・旭川肢体不自由児総合療育センター・母子通園センター・特殊教育センター・特殊教育諸学校など、関係機関との連携を深める。

（2）乳幼児相談室の対象

本校の教育相談の体制は、教育相談を受ける子どもの発達段階（年齢）に応じて、対応する学部が主に担当している。そのため、現在、乳幼児相談室には0歳児から2歳児までの聴覚障害乳幼児が通級してきている。3歳児から5歳児までの幼児については幼稚部の教育相談が担当している。幼稚部教育相談に通級している幼児は他の障害を併せ持っているか、軽度から中等度の難聴であるケースが多い。

*1 制度化された事業ではなく、教員の定数配置や教室配置等、学校教育の枠外で独自に行われていた。

*2 昭和63年2月、当時の衛生部、民生部、北海道教育委員会等の連携によって実施が決定される。

(3) 乳幼児相談室の支援

1) 初回相談

初回相談では、聴覚障害児のライフステージに基づいた支援を行うための基礎的な情報の収集と、効果的な教育（療育）の方策を保護者に知らせることが主な目的になる。具体的には、子どもの出生から障害発見に至った経緯、療育歴や発達の状況、育児に対する思い等を保護者から聞きとりを行う。さらに、保護者が気持の安定を図りつつ主体的に養育（育児）ができるようするために、聴覚障害についての理解と、適切な教育を行うことで子どもの持つ可能性を引き出し、全体的な発達を促すことができることを伝えることも重要である。ここで留意すべきことは、子どもが聴覚障害と診断された後に本校を訪れる両親は、障害と診断されたことにより精神的にショックを受けていたり、育児の悩みを抱えていることが多い。そこで、初回相談では保護者がリラックスして相談に臨むことができるよう様々な配慮をしたり、受容的・共感的な姿勢で相談を進める必要がある。

2) 継続相談

本校乳幼児相談室では、子どもの発達段階やきこえの程度、保護者の希望等を考慮に入れた上で、継続相談として定期相談（月2回～週2回）及び不定期相談（学期数回～年数回）を行ってきた。定期相談では発達段階別に小グループを編成して0歳児は月2回、1歳児は週1回、2歳児は週2回の活動を行っている。聴覚に障害がある乳幼児も遊びについては年齢相応の発達をしていくと考えられる。

乳幼児相談室では、母親や友達との様々な遊びや身近な生活の経験を通して、運動機能や認知面、言語・コミュニケーション、社会性などについて発達を促すことを目的にして活動している。また、聴覚に障害のある乳幼児とのかかわり方や生活習慣の育成など育児全般について、個々の親子のニードに応じた保護者支援を行ってきた。

3) 勉強会、講座の実施

2歳児は保護者との勉強会（毎週）を実施し、親同士が育児の悩みや子どもの持つ課題について意見交換したり、親子の抱える課題について生活の記録やVTRなどを使って具体的な支援を行っている。また、聴覚障害についてより理解してもらい、聴覚障害乳幼児を育てる上で家族の理解と協力を得ることを目的に、父親講座（幼稚部担当）や祖父母講座を行っている。

4) 関係機関とのネットワーク

初回相談に訪れる保護者は、地域の医療機関や療育機関で診断や相談^①を受けた後に来校することが多い。従って、地域の病院（耳鼻科、小児科）、保健所、北海道旭川肢体不自由児総合療育センター、児童相談所、北海道立特殊教育センター、通園センターなどの関係機関とのネットワークの確立は、聴覚障害乳幼児の教育相談の円滑な推進にとって重要な役割を担うものである。旭川聾学校ではより密なる地域ネットワークの構築を目指し様々な支援を行っている。そして、子どもや家庭への直接的な支援と共に、子どもの障害や発達の状態に応じた適切な教育及び療育を受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら支援を行っている。

障害の重度重複化と多様化に対応するために、旭川地区でも特殊教育諸学校が教育相談ネットワークを確立し、各校が連携を取りながら教育相談を行うことの必要性が叫ばれてきた。そこで、平成11年4月に旭川地区の特殊教育諸学校が「5校教育相談連絡協議会^②」を設立し、各校が連携を取りながら教育相談を行っている。主な活動としては、①各校が連携しての教育相談活動、②教育相談の質的向上を図るための研修会の実施、③教育相談マップの作成と配布、④事例検討会などがある。

また、旭川市を中心として療育に関わる機関のネットワーク化を図ることを目的に、旭川市周辺の療育、教育、医療、福祉、保育、行政の各機関が参加して「旭川市早期療育連絡会議^③」を設置している。ここでの主な活動と

*1 医療機関では総合病院の小児科や耳鼻科、療育機関では北海道旭川肢体不自由児総合療育センターや地域の通園センター等がある。また、診断及び相談の他に、継続的に療育（親子支援や訓練）を受けているケースもある。

*2 旭川養護学校（肢体不自由教育）、旭川盲学校（視覚障害教育）、旭川聾学校（聴覚障害教育）、鷹栖養護学校（知的障害教育）、東川養護学校（知的障害教育）

*3 北海道旭川児童相談所、北海道旭川肢体不自由児総合療育センター、旭川養護学校、旭川盲学校、旭川聾学校、鷹栖養護学校、東川養護学校、旭川医大、北海道教育大学旭川校、北海道療育園、旭川大学付属幼稚園、鷹栖町保健福祉課、旭川手をつなぐ育成会、旭川教育委員会学務課、旭川市特殊教育センター、旭川市幼児ことばの教室、旭川市日章小学校わかば教室、旭川市保健福祉課母子保健係、旭川市愛育センターみどり学園、わかくさ学園、旭川市児童家庭課北星保育所、児童家庭課保育係、児童家庭課こども療育係

しては、①関係各機関との情報交換と連携、②旭川市における早期療育の質的向上を図ることを目的に事例検討会及び研修会の実施、③障害児の発達支援と育児支援を行うためのサポート会議の開催などがある。

(4) 今後の課題

近年、関係機関とのネットワークが確立され、連携が強化されてきたことで、聴覚障害乳幼児の早期発見及び早期からの支援開始に結びついてきている。道北地域でも新生児聴覚スクリーニング^{*1}を導入する医療機関が増えてきたことに伴い、聴覚障害乳幼児の発見年齢が一層低年齢化してきている。乳幼児相談室でも早期及び最早期の教育相談を開始する親子への支援体制の確立が急務となっている。また、関係機関とのネットワークが確立されてきたことで、他の療育機関でも聴覚障害教育に対する関心が高くなってきていている。そのことで、他の障害を併せ持った乳幼児の相談も増えてきているため、今後は関係機関と密に連携をとりながら、乳幼児の全体的な発達を促すための親子支援を適切に行っていく必要がある。

4 聾学校における通級による指導

(1) 通級指導教室について

ノーマライゼーションの考えが進む中、また、子どもの居住地域で教育を受けさせたいという保護者の意識の高まりを背景として、聴覚障害児を対象とした「通級指導教室」は全国的に年々増加傾向にある。

文部科学省では、聾学校の通級指導について定数配置を行い、今後の特別支援教育の展開を踏まえるとき、聾学校における通級指導教室が果たす役割がますます重要になると予想される。

これまで聾学校ではインテグレーションした子どもについて、地域の小・中学校との不十分ながら連携を試みてきた。しかし、聾学校において通級指導は、新たな今日的な課題であり、専門性を地域に還元していくという点においても、センター的役割の機能の一つとして重要な役割をになえる可能性がある。

(2) 通級指導教室の指導目標・方法

現在、全国各聾学校で実施している通級指導教室は、各地域の教育委員会が主体となり支援体制を整えている場合もあれば、聾学校独自で体制を整えて積極的に実施している場合と地域差や温度差がある。

しかし、何れの場合であっても、聾学校が地域の保護者や子どものニーズに応えるため、主に、「学校生活・社会生活への適応を高めること」、「自分の障害について理解し、適切な支援や配慮を求めることができること」を主たる目標として指導がなされている。

こうした目標のもとに、一人ひとりの子どもの実態とニーズに応じるため、個別指導を基本的な指導形態としている。また、在籍校担任と協力して、情報交換をしたり、保護者との面談等を行い、効率的な指導を目指している。

(3) 通級指導教室の指導内容

通級指導教室での指導、週に1～2回（1回の指導時間は45～100分）程度行い、指導内容は、聴覚学習（主体的に聴覚を活用する態度や能力を育てる）、発音指導・言語指導（表現能力を育て、人のやり取りの中から言語情報を獲得したり、自分の意思を正確に伝達したりする態度と能力を育てる）、各教科の補充指導（書記言語を中心とした指導）、カウンセリング（コミュニケーションの意欲や能力を育成し、人の関わりの中で個性や持っている力を發揮するための心のケア）等、多岐にわたる。

指導内容は、主に教科学習のレディネスとなるものから学年相応の教科学習まで子ども一人一人の生活年齢や発達に応じて設定しているが、子どもの年齢が増すに従い、コミュニケーションが課題となることが多く、教科学習と併せてカウンセリングが主要な指導内容になっている実態がある。このため、保護者・在籍学級担任との連携（情報交換）が欠かせない。

*1 厚生労働省が1998年よりパイロットスタディを実施。本道では道のモデル事業として11月より帯広市で実施。聴覚障害児を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするために、新生児に対して聴覚検査を行う。AABRやOAEなどの新生児用の聴力検査機器を用いて、出生後入院中に産科にて実施する。

（4）通級指導教室における個別の指導計画

通級指導教室においては、個別の指導計画を作成し、実践している学校が多い。その内容としては、概ね、①補聴器等の聴覚活用、②コミュニケーション能力（言語の受容、表出、社会適応）③学習（理解・進度）といった領域を設定し、作成されている。

今後の特別支援教育を踏まえるとき、個別の指導計画から将来的には個別の教育支援計画へ移行していくことが期待される。しかし、通級指導教室という実態から、聾学校が、通常学級との連携のもとに、協働で作成することが望ましい。特に、子どもが通常学級での適応状況を明確にし、改善のための適切な方法を保護者共々、共通認識し、定期的な評価を実施することが大切である。また、通常学級に在籍する聴覚障害児には、「学校での孤立」を訴える場合が少なくない。このため、通級指導教室においては、必ずしも個別指導の形態だけではなく、聴覚障害児同士の小グループを設定し、小集団の指導も個別指導計画の中に取り入れられるべきである。

（5）通級指導教室実施上の課題

地域のニーズの高まりと聾学校としての社会的使命のもとに、全国各地で通級指導を実施しているが、聾学校での通級指導はまだ始まったばかりであり、以下のような課題を抱えつつ実施されている。

1) 学校組織

- ・勤務体制（勤務時間）が不確定なこと。（来校する子どもが放課後である場合が多いため）
- ・予算（旅費、教材費）が未確定なこと。（巡回指導や家庭訪問の必要性が生じた場合など、臨機応変な予算措置が難しい。）
- ・学校組織として担当者の位置づけが不明確なこと。（学部業務であったり、分掌業務であったりして、校内の指導体制が不確定になること。また、年度途中で在籍数が増えたとき、十分な指導体制を組みにくい）

2) 担当者の研修

- ・指導内容を充実させ、相談に的確に応える等、担当者の資質向上のための研修の機会や場が少ないとこと。

3) 子どもの指導時間、回数の確保

- ・子どもにあわせた教育課程を作成し、効果的な指導を考えた場合、指導時間・指導回数の最低限の確保が必要となるが、これが十分保障されない場合があること。

4) 在籍学校や保護者の連携

- ・在籍校の学校事情等により、在籍学級の担任との情報交換がしにくいくこと。
- ・保護者を交えてのケース会議の機会が設けにくいくこと。

5) 市町村教育委員会との連携

- ・通級方式か、巡回方式か、サテライト方式か等、子どもに最も合った教育形態を整備するための協議の場が必要であり、市町村教育委員会への協議する場が必要である。

（6）通級指導教室の今後の展望

聾学校のセンター的役割を考えるとき、上記の課題の解決が急がれる。

また、全国各地の聾学校においては、その設立の経過や地域事情が異なる。例えば、一県に一校の聾学校という場合、聴覚障害教育の専門機関としてのセンターとしての役割は、地域のニーズとそのまま合致するものであり、これまでの方法や内容を更に充実していくことが求められる。

聾学校が複数校存在する地域にあっては、それぞれの学校事情を把握し、業務の分化や協働を図り、ユーザー（子どもや保護者）のニーズにより合致したプログラムを構築する必要がある。

聾学校において通級指導を効果的に推進するには、「地域とのネットワークづくり」が重要なキーワードとなる。このためには、聾学校がこれまで早期教育で取り組んできた手法を参考にすることが大切である。聾学校の早期教育では、先ず、保護者や関係者との直接的・間接的な結びつきを深め、具体的な支援によって、保護者や関係者の信頼関係を築き、成果をあげてきた。

通級指導も同様に、「できるところから進める」ことを第1義とし、とりわけ、保護者や関係者と協議する中で、通級指導の意義と意味を理解し合うことが大切である。このことが、将来、地域の中に聾学校における通級指導を根付かせていくと考える。

